

## 令和4年度第1回茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会会議録

議題	市史刊行物の在り方について 令和3年度の事業報告について 令和4年度の事業計画について 保存期間が満了する行政文書の廃棄について（非公開）
日時	令和4年7月24日（日）14時から15時20分まで
場所	茅ヶ崎市役所分庁舎5階F会議室
出席者氏名	委員長 北村誠 小風秀雅、藤城憲児、中島淳一、本宮一男、柴田貴行 （欠席委員）季武嘉也 （事務局）文化生涯学習課市史編さん担当
会議資料	会議次第 資料1 市史刊行物の在り方について（諮問） 資料2 議題2 令和3年度事業報告について 資料3 議題3 令和4年度事業計画について
会議の公開・非公開	一部非公開
非公開の理由	茅ヶ崎市情報公開条例第5条第1号の規定による
傍聴者数 （公開した場合のみ）	0人

●事務局（石井課長）

ただいまより、令和4年度第1回茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会を開催いたします。

本日の委員会につきましては、季武委員からご欠席のご連絡をいただいておりますが、6人の委員のご出席をいただいておりますので、茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会規則第6条第2項に定める開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。まず、資料の確認をさせていただきます。

（配布資料の確認）

本日の委員会ですが、茅ヶ崎市自治基本条例第14条第3号の規定により、審議会等の会議は、公開することが原則となっておりますが、本日の会議の議題4につきましては、個人に関する情報が含まれており、公開することにより、個人の権利利益を害する恐れがありますので、非公開としたいと考えております。

それでは、今後の議事進行につきましては、茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書管理委員会規則第6条の規定により、委員長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長

お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

規則第6条の規定により、議事進行を務めさせていただきます。

初めに、先程事務局より説明がありました、議題4を非公開にする件についてご異議ございますか。

（異議なし）

それでは、本日の会議は、一部非公開といたします。

なお、本日傍聴の申し出はございますか。

●事務局（石井課長）

傍聴の申し出はございません。

○委員長

それでは会議録の取扱い等につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

●事務局（石井課長）

本市では審議会の経過を明らかにするため、会議の公開、非公開によらず、会議録を作成し、会議資料とともに公表することとしております。

会議録の記載方法といたしましては、発言については摘録を原則とし、発言者の名前は、「〇〇委員」という形で氏のみ記載することとしております。発言者の名前を記載することで、円滑な議事運営が確保できなくなるおそれがある場合には、「委員長」、「委員」、「事務局」など、発言者の立場を明記するにとど

めることができるものとされています。

なお、公表の時期につきましては、まず次第に挙げられた事項について「会議結果の概要」を終了後2日以内に公表いたします。次に、「会議録」を会議終了後45日以内に公表することとなっております。以上です。

#### ○委員長

会議録の取り扱い等につきまして、何かご意見はございますか。

(意見なし)

ないようでしたら、会議録につきましては、市で定めている指針のとおり作成することとします。

それではこれより議事に入ります。議題1「市史刊行物の在り方について（諮問）」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

#### ●事務局（村上文化生涯学習部長）

それでは、市長に代わり、私から諮問書を代読させていただきます。

茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会委員長 北村誠様

茅ヶ崎市長 佐藤光

市史刊行物の在り方について

このことについて、茅ヶ崎市史編さん・特定歴史公文書等管理委員会規則（平成10年茅ヶ崎市規則第43号）第2条第1号の規定により、別紙のとおり諮問いたします。

なお、別紙につきましては、担当よりご説明いたします。

#### ●事務局

議題1「市史刊行物の在り方について（諮問）」の別紙について、ご説明いたします。

初めに、これまでの市史刊行物についてご説明いたします。

令和元年度までは、市史編さん委員会規則に規定していましたが、学識経験を有する「市史編集員」により行って参りました。

令和2年度は、令和2年4月1日施行の地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、市史編さん委員会規則に規定していましたが、「市史編集員」及び「市史協力員」を廃止したため、別に外部委託していた「市史資料調査収集整理・刊行支援業務」に編集業務を追加しました。

令和3年度では、新型コロナウイルス感染症の動向や社会経済情勢が極めて不透明であり、将来を予測することが難しい現状にありました。しばらくは「新しい生活様式」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症との共存（ウィズ・コロナ）が求められることから、感染拡大防止対策及び新しい生活様式の促進策を優先し、外部委託で行っていた事業については、本市にて行うこととなりました。

これにより編集の主体は本市となり、執筆者の選定及び内容への助言、複数人

の執筆における刊行物全体の精査及び統一感の保持などに努めてきましたが、今後においても、これまでの学識経験を有する専門家による編集作業と同等の内容を維持するため、現在刊行している『茅ヶ崎市史ブックレット』及び『歴史アちがさき』並びに『茅ヶ崎市史史料集』の3つの在り方について、明確にするものです。

3つの在り方は、現在、本市ホームページに掲載しております。

それらの主旨はこれまでと同様としますが、読者、執筆者、論文等の投稿者へ伝わりやすくするため、表現を見直し、ホームページを修正したいと考えております。

それでは市史刊行物の在り方について（諮問）の別紙をご覧ください。内容についてご説明します。

初めに、「1 本市ホームページ記載の現在の内容」をご覧ください。

(1) から (3) まで、ホームページに掲載している内容を記載しております。

在り方の表現は、短い文章で、簡潔にまとめられております。

次に、「2 修正案」をご覧ください。

(1) から (3) まで共通して、目的・主なターゲット・特徴・刊行頻度について、読者等へ明確に伝えられるよう、また編集作業を行う市職員の理解が均一化となるよう、項目分けをしました。

内容については、それぞれ記載のとおりとしております。

ご説明申し上げました案の通り、在り方について明確化したいと考えています。

#### ○委員長

ただ今、事務局より、議題1のご説明をいただきました。ご質問等ございますか。

#### ○藤城委員

現在のホームページを拝見しました。1に書いてある内容と、その下に出版物の一覧が出るという形でした。それを修正案のように変えるということですが、文言等が気になります。ホームページは市民が情報を得るためのページですが、ここでの書き方は、市民目線ではなく、市から提供する側からの視点で書かれているというのが気になります。「機会の提供」もそうですし、「ターゲット」という表現もそうですが、ホームページ自体は、もう少し身近な表現の方が、馴染みやすいのではないかと思います。

#### ○小風委員

確かに修正案の書き方は堅くて、市民が読んだ時に、市民に語りかける表現の方が本来あるべきホームページの形だと思います。その場合、修正案の書き方より、現在の公開されているものの方が、市民にとってはわかりやすいと思います。

ただし、この修正案については、それぞれの刊行物の特質を明確にするという意図が感じられますので、委員会の資料としては十分に意味を持っていると思います。そこで少し気になるところもあります。『茅ヶ崎市史ブックレット』の修正案ですが、特徴について、「難易度は低く」と書いてありますが、決して難易度は低くありません。かなり専門的な部分もあります。もちろんわかりやすくということは原則ではありますが、かなり個別的なテーマを扱ったりする場合は、かなり深掘りした内容にならざるを得ません。例えば、『茅ヶ崎市史ブックレット』第21集の内容は恐らく大学の専門的な方向けの難易度だと思います。ですから、修正案で表現されるような内容では決してないです。やはり読みやすいことは必要だと思いますが、難易度の問題ではないので、この文言は修正をお願いしたいと思います。

それから(2)、(3)の主なターゲット、つまり読み手として「市民及び研究者」としておりますが、この場合の「研究者」は、市内の研究者だけを意味しません。つまり市内の研究者だけに読んで欲しいものではない。広く言えば全国の研究者、さらに言えば全世界の研究者にも読んでほしい内容を含むべきものだと思います。実際、刊行予定に入っている『ヒストリアちがさき』はそういう内容になっていると思います。市外の読者にも開かれているということも表現することが、やはり大事だと思います。

こういった形で意図を明確にするときには、市内の研究者に提供するだけの体制といいたいでしょうか、刊行にあたって、事務局、それから編集に携わる研究者に、どういう形で責任を明確にするのかということも、この修正案の問題ではないですが、この関係にあるものかとして、同時並行的に進めていかないと、円滑な刊行というのが難しくなるのではないかと思います。特に『茅ヶ崎市史史料集』の場合、これは本当に専門的なデータが立ち入ってくることになりますので、それに対して専門的な編集をしているということが明確に伝わるような、編集体制というものが必要だと思います。それは『茅ヶ崎市史史料集』を出す度というわけではなく、『茅ヶ崎市史史料集』というシリーズ全体に対して責任を負うような体制を、進めていくことが必要だと思います。

#### ○委員長

今、お2人からご意見がございましたが、これに関連する内容で他にございますか。

#### ○本宮委員

事務局からの最初の説明に関して私の理解では、市のホームページで、『茅ヶ崎市史ブックレット』・『ヒストリアちがさき』・『茅ヶ崎市史史料集』についての説明をもっとわかりやすくするための修正案、と理解しましたが、この修正案はそれどころか、刊行物の内容を変更する、そういう意味を持つ、修正案と理解できると思います。

先ほど小風委員からも指摘がありましたように、『茅ヶ崎市史ブックレット』について「難易度は低く」と書かれていますが、これは新たに事務局の提案であると理解できます。

それから『ヒストリアちがさき』に関して、これまでは「市史編さん事業で蓄積した研究成果をわかりやすく」としてありますが、修正案では「誰もが発表できる」としており、これもまた、従来の市史編さん事業で蓄積した成果を出すのではなく、市史編さん事業とは直接関係なくとも、誰でも、『ヒストリアちがさき』の場で発表することを想定していると理解でき、これも従来にはありません。つまり、このような修正案に関して、文章上はそう理解するのですが、口頭でご説明では、そういった内容は聞き取れなかったです。改めてどのように理解したらいいのか、ご説明いただきたいと思います。

#### ○委員長

ありがとうございます。それでは事務局の方から、説明等お願いします。

#### ●事務局

貴重なご指摘ありがとうございました。

最初に、藤城委員からいただきました内容については、十分改善していかなければならないと思います。

小風委員と本宮委員からもありましたが、「難易度は低く」という表現については、決して、内容として難易度が低いという主旨は、もちろんなく、読み手が取り組みやすいという視点で表現したつもりでした。きちんと配慮が必要だったと反省しております。表現の仕方について、きちんと整理して参りたいと思います。

本宮委員の内容を修正するのではないかという疑問ですが、現在ホームページで表している内容を、全くその主旨は変えずに、これまでとおりの、内容を踏まえていきたいと考えております。

そのため、修正案が、誤解を招くような内容であれば、今回指摘受けたところをしっかりと反映するか、もしくは、小風委員がおっしゃいましたが、ホームページは現在のままにして、事務局側の資料とするか、そういった視点も踏まえて、整理が必要だと考えております。以上です。

#### ○柴田委員

かつて、『茅ヶ崎市史現代』を書いていた時期に、その時『茅ヶ崎市史ブックレット』が始まった時には、確かに冊子によっては、中高生でもわかるようなお話があり、中学生や高校生にこの表現が伝わるかと検討したときもありましたが、難易度が低いのではなく、表現が平易など、そういうことを心がけて取り組んでいたと思います。

さらに、『ヒストリアちがさき』の方は、「誰もが」というところでは、投稿

規定等も検討が必要になってくると思います。もう変えないということであれば話は違うのですが、このままの表現だと、やはり問題だろうと思います。

#### ○中島委員

柴田委員の方からお話がありました、『ヒストリアちがさき』で、「誰もが発表できる」という表現がありまして、大きく内容を変えないということを確認ができたので、それはよろしいのですが、修正案の表現とするのであれば、いわゆる投稿規定は必要になってくると思います。他市の例として、市民がある程度自由に投稿のできる本が刊行されていますが、資料の使い方などの点でいろいろと課題が出てくる可能性もあります。ですので、もし何か少し新たな視点というところに立っているようであれば、柴田委員がおっしゃったように、いろんな規定を決めることも必要になってくると思います。

#### ○小風委員

今、中島委員がおっしゃったことを私も申し上げたいと思っておりました。補足として、『ヒストリアちがさき』の特徴の2番目ですが、これは『ヒストリアちがさき』の、性格をかなり明らかにしていると思います。今まではここまで明らかにされてなかったと思いますが、徐々に知られ、自分の文章を載せたいという方が増えてきていることも事実です。これを明確にするということは、進歩だと思うのですが、それに伴う責任も出てくると思います。それから中島委員がおっしゃったような様々な文章が出てくると、剽窃の問題等が、出てくる可能性はどうしてもあると思います。それに対するチェック機能というのは、繰り返しのようになりますが、明確化していくにしたがって、編集体制の確立していくことが必要だと思います。

#### ○本宮委員

内容を変更するという意図ではない、というご説明でしたが、事務局の、最初のご説明では、新型コロナウイルス感染症の問題で状況が変わってきた、今まで、いわゆる市史編集委員会が編集し、出版に至るまで責任を持ってやってきたが、この新型コロナウイルス感染症問題で、体制の維持が難しくなり、変更を余儀なくされてきた、そこで、市の方が引き受けて何とか動かしていきたい。そういった実態だと思います。従来のような形でできないわけですから、この刊行物の在り方も考え直す、ということは当然あり得るだろうと思います。むしろ、市の方が今までよりも、対応していかなきゃいけない。これを前提に考えると、刊行物に関して、従来のままではなく、変更していくことに関してもう少し明確に提案をしていただき、意見交換をしていくことが、重要、大切だと思います。

そして、事務局の方でも、すぐにできないと思いますが、試行錯誤しながら、市でできることと難しいことを整理し、場合によっては改めて、組織を市の中で作り上げていくということができるといえるのかということ、積極的に考えていただ

き、そしてまたいろいろと意見交換をしていくということが大切だと私は思います。ですので、この場で内容を変更するわけではなく、そして、表現を適切な形で整えますと説明するのではなく、その背景にあることを説明されながら、こうしたことを考えていると、もう少し明確に提案された方がいいと思います。

#### ○藤城委員

この諮問に直接的に関することではないですが、編集委員会がなくなり、市の方が主体で、『ヒストリアちがさき』の編集をしてるという話がありました。実際、『ヒストリアちがさき』の刊行に関して編集委員会の方々にも、結構、便宜を図っていただいたり相談をかけたということがあるのではないかと思います。ところが、旧編集委員会は組織的にはない形になっているようですので、話がさかのぼりますが、編集委員会がなくなったときに、編さん委員会と合体すると思っていました。ところがそうではなく、編集委員会がなくなってしまったという形になっています。しかし、市の方から相談を受けて編集委員会の仕事はどうもされているようなので、そこのところをきちんと組織的に整理をした方がいいのではないかと感じていますが、『ヒストリアちがさき』の刊行に関して編集委員会が果たす役割はどのような形になっていますか。結構専門分野にわたるような事柄もありますので、相談しなければならぬようなこともたくさんあると思います。また、先ほどの投稿規定の問題等、関わってくるかもしれませんが、その辺が、組織的に編集委員会がない形になっているため、今後どういった形でやっていくのか、お聞かせください。

#### ●事務局（石井課長）

現在の状況について、説明いたします。

実際に編集を市が中心となってやっておりますが、実際に研究会の方にご相談をさせていただいて、ご助言をいただきながらやっている現状でございます。

研究会の方からも、ご協力いただけるという言葉をいただく中で、お言葉に甘えさせていただいてというのが現状です。市としまして、体制の変化や、コロナ禍による予算削減の流れの中で、以前のような形では、できないという状況の中で今、試行錯誤しながらやっているというのが現状ですが、今の体制が決していいというふうには考えてございません。ですので、今すぐ具体的に変わっていきますといえるわけじゃないのですが、委員の皆様にご指摘いただいている、体制について検討が必要じゃないかということについては、市としても、それは考えていかなきゃいけないと考えております。

#### ○藤城委員

実際に活動がある場合にはそれなりの形式といたしますか、形といたしますか、明確にしておくことが必要だと思います。



○委員長

その他、どうでしょうか。

今までいろいろ委員さんからいくつかのご発言がありましたが、事務局の方で、今ございましたご意見等踏まえて、答申案を作成いただき、第2回の委員会で確認させていただいて、市長に答申するという形でよろしいでしょうか。

それでは続きまして、議題2です。「令和3年度の事業報告について」を議題といたしますので、事務局の方、報告お願いいたします。

●事務局

議題2「令和3年度の事業報告について」ご報告いたします。

お手元の資料2「議題2 令和3年度事業報告について」の1ページ目をご覧ください。

初めに、「市史編さん」について報告します。

1 市史普及事業では、3つ実施しました。

(1) 講座事業では、アの市史講座を1件、生涯学習担当と連携し、共催としました、イの立正大学デリバリーカレッジを2件を開催しました。また、民間企業や個人、庁内各課によるイベントや写真展等のための、写真資料の借用申請が、36件ありました。

(2) 刊行事業では、アの『ヒストリアちがさき』第13号を令和4年3月に刊行しました。

また、イの販売状況では、刊行物約50種類の令和3年度中の販売状況として、550冊が売れ、約26万円の歳入がありました。

次に、ウの刊行物贈呈では、令和3年度中、4カ所へ合計50冊を差し上げました。

2ページをご覧ください。

(3) 市史写真展では、「茅ヶ崎の道、今昔物語 南編」を実施しました。生涯学習のまなびの市民講師紹介と当時開催で、市役所本庁舎1階の市民ふれあいプラザにて、19枚の写真を展示しました。

2 調査事業では、2つ実施しました。

(1) 資料調査では、1件で、個人所蔵の歴史資料を調査しました。

(2) 市史資料の整理では、詰め替えや状況確認などを行いました。

次に、「特定歴史公文書等」について報告いたします。

まず、1 普及事業です。

(1) 特定歴史公文書等目録の公開では、件名に個人情報が含まれていないかなどの確認を行いながら、順次公開しております。

現在は、明治38年度から昭和30年度まで目録を公開しております。

(2) 職員研修では、目的と対象者を分けて、延べ11回実施しました。

(3) 情報発信では、市民等の一般の利用をいただきたいと考え、制度開始となる令和3年4月1日号の広報紙と、市ホームページへ掲載しました。

3 ページをご覧ください。

(4) 特定歴史公文書等利用状況では、アの職員では、利用請求件数 14 件、請求文書件数 63 件でした。イの市民等では、0 件でした。

2 特定歴史公文書等の受入れについてです。

(1) 市公文書等管理条例附則第 5 項に関する特定歴史公文書等では、同条例施行時に、法令で保存期間が 30 年以上定められているものを除き、保存期間が既に 30 年を経過しているものについて、令和 3 年 4 月 1 日に移管を受けた特定歴史公文書等となります。

(2) 同第 8 条に関する特定歴史公文書等では、令和 3 年度末で保存期間が満了した行政文書ファイル等のうち、歴史公文書等としたものを、令和 4 年 4 月 1 日に受けた特定歴史公文書等となります。

(3) 寄贈・寄託では、0 件となります。以上です。

○委員長

ただ今、事務局より、議題 2 のご報告をいただきました。ご質問等ございますか。

○小風委員

刊行事業について、より具体的に冊子別にお示しいただけると、今後の刊行計画を考える際にも役に立つと思います。

(資料回覧)

○委員長

今御覧いただいておりますが、どうでしょうか。

○藤城委員

『茅ヶ崎市史』も何冊か売れてるようですが、秦野市の市史も『茅ヶ崎市史』と同じ時期に作っています。

秦野市は博物館で販売をしています。年々、価格についての見直しをしていて、今 600 円とか 800 円とか 900 円とか、秦野市のホームページで全部載ってますけど、そういう値段で売ってます。私も何冊か買いましたが、桁が一つ違うんじゃないかと思うような、そういう値段で、在庫処理をしているようです。一応情報提供です。

○委員長

はい。今、感想等含めてのお話ありますので、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局の方としては今のお話を受け、何かございますか。

●事務局

はい。価格見直しの例として秦野市を教えてください、ありがとうございます。当市は、一番最初に発表したものから、在庫を持っている状況です。

現状、販売価格は、当時の刊行物を作成した際にかかった予算を1冊あたりに換算して設定した金額となっておりますので、価格を下げるということを、課題をきちんと整理しながら、秦野市も参考にしながら、取り組んで参りたいと思っております。

○本宮委員

資料2、2ページ目の一番上、市史写真展について、写真展をやった上で、市民の方等から、感想やお声が、情報としてお知らせいただけるようなことがあれば、教えてください。

●事務局

アンケートをくださった方は、12人ほどいらっしゃいました。

お声としましては、「一国、北側も見たいです。」「とても懐かしかったです。」「昔の駅前とか見てみたいです。」「市民のくらし今昔版も見みたいです。」「思いがけず写真展が見られてよかったです。」といった声をいただくことができました。

○本宮委員

今回写真が19点ということですが、今まで何回かこういう写真展やられていると思いますが、大体これぐらいの写真の枚数でしたか。

●事務局

写真展ですが、令和2年度から実施し、令和3年度は2回目です。令和2年度の場合は、26枚でした。

令和3年度につきましては、生涯学習担当と、一緒に同じ場所で開催したため、どうしてもパネルの枚数等の関係で、若干、少ないです。ただ20枚前後というところで、行っております。

○委員長

はい。その他いかがでしょうか。

○中島委員

私、分科会の方の委員もやらせていただいておりますが、2ページ目下部に、職員研修の内容が書いてあります。私は以前から、職員への周知は、非常に地道な作業ですが、歴史公文書等の選別は大切であると思っております。研修も随分と開催していただきまして、大変ありがたいと思っております。

これは引き続き継続して毎年やっていただきたいと思います。

あと、これから始まる分科会に向けてですが、3ページの特定歴史公文書等の利用状況について、載せていただいております。その中で、市民の利用については、0件ということですが、職員の方の、利用請求件数14件、請求文書件数63件の具体的な内訳について、もし可能であれば、分科会の際で結構ですから、資料をいただくとありがたいです。

やはりこれから分科会で、歴史公文書等の選別をするにあたって、職員がどんなものを実際に利用しているのかということも知っておくと、これから分科会の作業にもプラスになると思います。

#### ○本宮委員

今、中島委員がご発言されたことに付け加えてですが、職員の歴史公文書等の選別に関する職員の研修を行ったことで職員の方から、何か感想等ありましたら分科会あるいは第2回の委員会の際に、何かお知らせいただけることがあれば、改めてお知らせください。

#### ○委員長

はい。ありがとうございます。その他、どうでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、議題3「令和4年度の事業計画について」を議題としたいと思います。事務局のご報告よろしくお願いたします。

#### ●事務局

議題3「令和4年度の事業計画について」ご報告いたします。

お手元の資料3「議題3 令和4年度事業計画について」の1ページをご覧ください。

初めに「市史編さん」について報告します。

1 市史普及事業では、4事業を予定しております。

(1) 講座事業では、まず、10月の南湖院講座、12月の太平洋戦争開戦の日講座を予定しております。また、令和元年度と2年度発行の『茅ヶ崎市史ブックレット』第21集及び第22集の関連市史講座について、新型コロナウイルス感染症の感染状況などを勘案しての開催を予定しております。

(2) 刊行事業では、アの『ヒストリアちがさき』第14号を、発行予定としております。また、イの販売状況では、57種類の刊行物を販売します。

(3) 市史写真展では、令和3年度同様、時期として令和5年2月に予定しております。

2ページをご覧ください。

(4) デジタルアーカイブ構築活用事業では、市史資料の写真の一部を、博物館・美術館・図書館が所有する資料とともに、デジタルアーカイブの構築を予定

しております。

2 調査事業では、3事業を予定しております。

(1) 聞き取り調査では、エメロード沿いの100年以上続く商店などにご協力をいただきます。

(2) 市史資料の整理では、例年の状況確認などを継続して行います。

(3) 新型コロナウイルス関連調査では、市民に最も身近な行政として、まん延防止・予防接種・患者等の把握及び支援等に努めている市役所の対応状況について、今後へ繋げられるよう特定歴史公文書等として、記録をまとめるために、市職員等を中心に情報収集等実施したいと考えております。

次に、「特定の歴史公文書等」について報告します。

まず、1 普及事業になります。

(1) 特定歴史公文書等目録の公表では、現在公開しているのは昭和30年度までとしておりますので、31年度以降を順次公開をしていきます。

(2) 職員研修では、目的と対象者を分けて、3回の実施を予定しております。

(3) 展示事業では、先にご説明しました、市史編さんの市史普及事業である写真展と同時開催で、特定歴史公文書等に関する展示を予定しております。

次に2 市公文書等管理条例第8条に関する特定歴史公文書等では、令和4年度末で、保存期間が満了する行政文書ファイル等のうち、歴史公文書等としたものを、特定歴史公文書等として、令和5年4月1日に受け入れる予定です。説明は以上です。

○委員長

ただ今、事務局より、議題3のご報告をいただきました。ご質問等ございますか。

○小風委員

2ページの(4)デジタルアーカイブ構築活用事業ですが、今年度の実施予定とはどういうことでしょうか。

●事務局

こちらは、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金というものが、令和3年度後半ぐらいに発表され、関係各課と検討し、もともと令和4年度事業として想定していたものではないのですが、令和4年6月の補正予算という形で、博物館、図書館、美術館、市史編さんで、市民向けのアーカイブの公開を進めてまいります。

○小風委員

別々に進めるということですか。

●事務局

いえ、別々ではございません。

○小風委員

それは、現在進行中ですか。

●事務局

6月補正予算の議決以降、契約事務を進めており、具体は決まっておりませんが、事業者が決定すれば、速やかに構築作業に入っていきます。

○小風委員

構築された場合、どのような形で公開されますか。いつ頃から公開されますか。

●事務局

市史に関しては、管理している写真がありますので、それらのうち著作権上差し支えないもの、例えば市が所有しているものなどの写真をデジタルアーカイブで公開していきたいと思っております。

時期としては決定する事業者とスケジュールを詰めてからとなります。具体的なスケジュール感はお伝えできないですが、事業計画としては、令和4年度中に取りかかります。

○小風委員

アメリカのNARA（ナラ）ですね、国立公文書館や、あるいは戦闘機の写真等、航空写真等々、確か著作権フリーだったと思いますので、今回公開できると思います。公開されれば、かなりの需要が見込めると思います。公開の仕方については市で決めていくということですよ。でしたら、今、戦闘機ブームですので、かなり市民の中でも関心高く、かなりの注目を浴びる可能性はあると思いますので、慎重に行っていただきたいと思います。

○本宮委員

デジタルアーカイブですが、参加型デジタルアーカイブと表現されていて、市史編さん、博物館、美術館、図書館ということですが、検討してるということだとは思いますが、どこが主体として、どの組織が、この運営主体なのかははっきりさせておかないと、かなり問題が起こってしまうと思います。早い段階で、どこが中心となり、調整してくのか、検討される必要があると思います。

それから、特定歴史公文書等の1(3)展示事業について、写真展と同時に、特定歴史公文書を展示するということを考えているとありますが、具体的にどんな公文書を展示するかなど、考えてらっしゃいますか。

●事務局

具体的には決まっておりません。

特定歴史公文書等に関する展示自体が初めてですので、まずは、市民の皆様に特定歴史公文書等というものが一体どういったものなのかといったことを中心に、ご紹介できればと思っております。

○柴田委員

今年でなくてよろしいと思いますが、特定歴史公文書等をいずれデジタル化し、公開していくということは、検討はされているのでしょうか。

●事務局

はい。まず、先ほど話題にあがりまして、デジタルアーカイブ構築活用事業は市史資料に重きを置いて進めていきたいと考えております。

特定歴史公文書等のデジタル化について、現在は検討しておりません。

○柴田委員

まだその市民の方の利用はまだされていないということですが、保管状況等を考えていくと国会図書館も、デジタル化を進めているようですので、いずれそういった時期が来てしまうと思います。ぜひ、それはご検討いただければと思います。恐らく、市民の方が、一番関心があることは茅ヶ崎市の通史が一番わかりやすく、ぜひ見たいという話が出てくるかもしれないと思いました。

○藤城委員

2 ページ市史編さんの2 (2) 市史資料の整理に関連して。

実は、『茅ヶ崎市資料所在目録』に掲載されている、茅ヶ崎市史編さんの時期に集めた各家の資料が、マイクロフィルムになって、それが紙焼きのコピーで、資料化されていると思います。

先だって、赤羽村の明治3年の御用留について確認したいと思ったのですが、それを閲覧するためには、市が持っている紙焼きコピーを閲覧するために、赤羽村のその明治3年の御用留について記載されている資料の所蔵者の許可が必要とこのことです。しかも、50年ほど前の話ですので、その家に私が電話をかけると、怪しいと思われれます。市がかけると対応してくれるかもしれませんが。私の場合は藤沢の小塚村の御用留と関連があったのでそちらでいいと思い、申請をしましたが、これが見たい資料かどうかを判断することもできないということです。つまりコピーを見て、これが見たい資料なのかどうか、その家に連絡をして許可を取るための手だてもないという状態になっていると思います。ですから、せっかく50年ほど前に、各家の資料を、保存してあるにもかかわらず、おそらくその資料が、今後、誰も見られない状態で、数十年経っていくと思えます。ですから、これは例えば、平塚市の博物館ですと、本物の寄託資料、文書が

博物館に寄託されてる場合、5年ごとに確認をして、閲覧できるようにしてるようです。これは時間がかかりますが、市が持っているコピーだけでも、もう少し手軽に利用できるような手だてを考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

●事務局（石井課長）

ありがとうございます。確かに膨大な量の資料がございます。それがほとんど利用されないという状況は間違いございません。いろいろと検討し、整理しなければならぬ課題があると思いますが、活用されてこそその資料だと思っておりますので、できることを検討したいと思います。

○委員長

はい。それではその辺のことも踏まえまして、よろしくお願いいたしますと思います。その他、どうでしょうか。議題3につきましても様々な部分での意見がございます。ぜひ、そのような形で行われるように取り計らっていただけるとありがたいと思います。それでは議題3の報告につきましては、よろしいでしょうか。

議題4、「保存期間が満了する行政文書の廃棄について」

(非公開)

では、非公開の議題4が終わりましたので、ここで傍聴人がおりましたら会場へご案内します。事務局、お願いします。

●事務局

傍聴人はいません。

○委員長

本日の議題は以上となります。委員会はこれで終了といたします。長時間にわたりご意見ありがとうございました。

今後とも皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

●事務局（石井課長）

長時間にわたり貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。